戦前の港湾法制定運動と都市計画の関係

臨港地域をめぐる議論に着目して

RELATION BETWEEN PORT ENACTMENT MOVEMENT AND URBAN PLANNING BEFORE WWII

Focusing on the waterfront zone designated in port enactment movement

大森文彦^{*1},中島直人^{*2} Fumihiko OMORI and Naoto NAKAJIMA

Before WWII, "Port act" enactment movements occurred several times, but none of the movements were able to reach their goals mainly because Port administration at that time was divided to many bureaus and ministries and it was difficult to adjust the gap between them. In addition, industrial zone designated in city planning act was effective to control the usage of port land area to some extent without waterfront zone which port administration needed strongly. Port land area had been legally ambiguity between port administration and city planning administration until the end of WW II.

Keywords: port act, urban planning, waterfront zone 港湾法,都市計画,臨港地域

1 はじめに

1.1 研究の背景と目的

現在、都市計画法に基づいた都市計画と、港湾法に基づく臨港地 区(陸域)および港湾区域(水域)の港湾計画は別個のものとなってお り、特に 2001 年までは前者が建設省、後者が運輸省の所管であっ た。こうした都市・港湾行政の分断は、港湾の都市的利用や両者の 連携した計画を難しくしていた面があり、この点に関して様々な研 究や提言があると共に、現在進行形の課題として認識されている。

港湾法は 1950 年に制定されたが、港湾法が無かった戦前期も内 務省直轄で地方港湾整備が実施されており、1919 年制定の都市計画 法(以下、都計法)に基づいた都市計画が全国の港湾都市に適用され たのと同時期であったが、港湾法成立以前の港湾・都市計画行政の 関係については不明な点が多い。本研究では、1920 年代~1945 年 の港湾法制定運動を背景として、港湾・都市計画行政の間で、法制 度上、港湾一帯を都市の中でどのように取り扱おうとしていたのか を明らかにすることを目的とする。

1.2 既往研究と本研究の位置づけ

戦前の港湾政策に関する研究として、渡辺は、明治の開港以降 1970年代に至るまでの港湾管理主体と所管官庁の変遷をまとめた 上で、1950年まで港湾行政を包括的に司る港湾法が整備されなかっ た一方で、1907年に港湾建設のために内務大臣諮問機関として設置 された港湾調査会による重要港湾指定が、港湾行政に果たした役割 を明らかにしている¹⁾。同じく井上は、お雇い外国人に頼っていた 明治初期の日本の港湾土木行政が、港湾調査会設立を以って、主体 的な港湾近代化に乗り出したと位置付け、1920年代に至る港湾調査 会の役割の拡大(および一時的な廃止など)を概観し、港湾行政を司 る法体系が無い中で、同調査会の果たした役割と、時の政権による 同調査会の意思決定への影響を明らかにしている²⁰。さらに谷口は、 港湾整備を担った内務省土木局の視点に立ち、国内の港湾を重要度 に応じて等級づけすること自体を、必ずしも内務省が重視していな かった一方で、当時の内務大臣となった原敬が国家政策の観点から、 経済発展のために鉄道と港湾の連結と高度化が必要との認識のもと、 政治力を発揮、大規模な港湾調査と等級付けが実施されたことを明 らかにしている³⁰。内海は、日露戦争後の日本の経済成長の中で鉄 道と同様に港湾整備が重視されるようになり、横浜・神戸等の一部 の大規模港湾だけではなく、地方港湾の整備まで国庫補助を以って 促進する施策に切り替わっていくことで、港湾調査会制度が確立さ れていくと共に、土木行政への政治介入や、現在に至る地方(選挙基 盤となる地元)への利益誘導・土建政治の端緒が見られることも併せ て指摘している⁴⁰。

戦前の都市計画制度の確立と運用に関する研究としては、日本の 近現代都市計画史についての石田による一連の研究や 5、浅野をは じめとした、旧都計法下に実施された各都市の実際の都市計画に関 する一連の研究 67787があるが、港湾都市についての言及はない。ま た、港湾一帯における都市計画の運用に関する議論は、後述するよ うに、当時の港湾協会が議論の場となっているが、こうした経緯に 関する研究は見られない。

以上のように、戦前における港湾・都市計画行政それぞれについ ては、その組織や法制度運用の実態がおおよそ明らかになっている が、港湾行政・都市計画行政の相互の関係ついては不明な点が多い。

- *2 東京大学大学院工学系研究科都市工学専攻 准教授·工博
- Senior Staff, Urban Management Strategy Headquarters, Tokyu Corporation, M.Eng. Assoc. Prof., Dept. of Urban Engineering, Faculty of Engineering, The Univ. of Tokyo, Dr.Eng.

^{*1} 東急㈱都市経営戦略室 主事·工修

⁻⁵⁴⁷⁻

1.3 本研究の構成

本研究では、1920年代~1945年にかけての港湾政策・関係者の 間で続いた港湾法制定運動に着目し、その運動・提言の中で港湾行 政側が都市計画との関係をどのように捉えていたのか、その経過を 検証する(3.1, 3.2, 3.3, 4.1, 5.1)。併せて同年代の都市計画行政の制 度や関係者の言説のうち、都市計画における港湾の扱いについて明 らかにする(3.4, 3.5, 4.2, 4.3, 5.2)。結びとして6で、両者の関係に ついて総括する。主に国立公文書館収蔵の1920年代~1945年の政 府・内務省の公式文書、港湾協会発行の雑誌「港湾」、都市研究会発 行の雑誌「都市公論」などを参照する。

2 港湾法制定運動前史

港湾法制定をめぐる議論の前提として、明治維新以降の各種土木 関連法規の成立がある。明治から大正にかけて、1896年河川法・ 1913年運河法・1906年鉄道国有法・1919年地方鉄道法・1919年 道路法・1919年都計法・1921年軌道法・1922年公有水面埋立法が それぞれ成立している。しかし、港湾に関する法律は1897年の「国 庫より補助する公共団体の事業に関する件」(明治三十年四月一日法 律第三十七号)や1898年発布勅令39号の「開港港則」など、関連 法規が断片的に散在している状態であった?。一方で、1907年から は内務大臣の諮問機関である港湾調査会・臨時港湾調査会などにお いて、重要港湾の選定と港湾修築計画および国庫補助の認可が進め られた。同調査会は内務大臣の諮問機関として、港湾法という根拠 法を欠きながらも勅令に依るかたちで、実質的な港湾行政の中枢機 関として運用されていた¹⁰。

最初に港湾法制定の必要性を公式に示した動きとして、1911年内 務省土木局起草の港湾法草案があげられるが¹¹⁰、これは立ち消えと なっている。その詳細や経緯は不明だが、本草案は、港湾の自治を 謳った欧米の港湾諸法の影響を強く受け、港湾工事の地方自弁と自 主管理を原則としたものであったため、地方自治体の財政力が乏し い当時の日本の状況に合わなかった、とされる¹²⁰。

こうした状況を踏まえ、港湾法制定による港湾行政統一を目指し て、1923年に内務省関係者を中心に港湾協会が設立された。同会の 初代会長には、内務次官・内務大臣や帝都復興院総裁を務めた水野 錬太郎が就任し、協会事務局は内務省内に置かれた¹¹⁾。

3 1920年代の港湾法制定運動と都市計画

3.1 臨港地域設置の建議

1919年に都計法・市街地建築物法(以下、物法)が制定され、各都市で都市計画が運用され始めると、港湾関係者から、都市計画地域 (用途地域)に関する疑義が出された。仮称「臨港地域」とされる用途地域の必要性について、最初に議論が出されたのは、1923年12月 10日に大阪海陸協会が港湾協会に提出した下記の建議書であった¹³⁾。

「市街地建築物法に臨港地域設定の件

大阪海陸協会

我邦都市の多くは河港海湾に依りて発達せり。

而して港湾の発達は臨港地の活用を一要件とし、臨港地利用方法の 適否は直に港湾の盛衰に関し、延ひて経済交通の消長に至大の影響 を及ぼす所なり。 現行市街地建築物法によれば臨港地を何れの地域に指定するも港湾 として特殊の使命を果す上に於て遺憾の点少しとせず。

仍て別に適当なる「臨港地域」を設くるの要ありと信するを以て該 法に之が設定方御詮議相成度之段及建議候也。

理由

臨港地を住居地域に指定するの不可なるは論を待たず、又之を商業 地域に指定するとせば上屋倉庫其他之に準ずべき建築物にして規模 大なるものは、之を工業地域内にあらざれば建築することを得ずし て港湾の特質を没却し其機能を減殺し将来の発達を全然失はしむる に至るべし。

港湾の繁盛に伴ひ臨港地は之を集約的に利用し上屋倉庫の如きは大 規模数層の建築となり、貨物の揚卸及び運搬に機械力を利用するの 趨勢にあり、又商取引の進展による仲継貿易の発達、貨物の積替或 は再製の工場を見るの傾向は法に謂ふ商業区域(ママ)とは全然容る ること能はざる建築物の集合地たるべきを以て之を他の地域に指定 せざるを得ざるものとす。今之を工業地域に指定するとせば、

- (一) 工場が其原料並に生産品の揚卸は可及的港湾に近く設けらる るを利益とするを以て該地域枢要の地を占有し港湾機能を著 しく阻害し其発達を妨ぐるに至るべし。
- (二) 又工場にして衛生上有害又は保安上危険の虞ある用途に供す るものにありては工業地域内にあらざれば建築することを得 すと規定しあるを以て、之等は当然臨港地内にも建築し得る こととなり、斯くては上屋倉庫其他の富の集合体たるべき国 家経済上の期間をして不安と危険に暴露せしむることとなる を以て港湾の自衛上之等工業とは両立すべからざるなり。

(二)に対しては工業地域内に特別地区を指定して離隔せしむるの方 法ありと雖も(一)に対しては臨港地の随処を大規模の工場が占有す る虞ありて港湾に必要なる施設と馳背するを免れず、之をもって 「臨港地域」を法に規定し他の地域と対立して港湾の用途に添ふを 要す。」(句読点、改行等筆者)

つまり、物法に基づくと、港湾一帯をいかなる用途地域とすべき かが不明確で、住居地域はもちろんのこと、商業地域の場合は大型 倉庫・起重機等の運搬機械・動力の設置が不可となり、工業地域で は港湾機能を阻害する大規模工場が立地する懸念があるため、港湾 用途に特化した「臨港地域」を設ける必要性を本建議は訴えていた。

3.2 臨港地域必要性の調査

上記の建議等を踏まえて、1926年に港湾協会内の調査部理事会に おいて、臨港地域の必要性について議論が行われた。議論の次第は 不明であるものの、既に都市計画を施行している港湾都市の関係者 に意見を募ることとなった。意見募集の要項は下記となる¹⁴⁾。

- (一) 臨港地域設定の要否。
- (二) 臨港地の区域を如何に指定すべきや。
- (三) 臨港地域に建設を許すべき建物其他工作物の種類

(四) 其他参考とすべき事項

以上のアンケート回答は雑誌「港湾」4 巻(1926 年)7 号から 5 巻 (1927 年)3 号にかけて掲載されたが¹⁴⁾¹⁵⁾¹⁶⁾¹⁷⁾¹⁸⁾、31人・団体による 回答結果は表(Table1)の通りとなる。回答に共通する主なものが下 記となる。

臨港地域に求める諸元(建物高さと容積率)は商業地域に準拠し、 必要に応じて港湾特有の建築物・工作物(大規模倉庫等)の設置を認 める、あるいは商業地域との連携が必要という点(Table1 中④・⑪・ (3)·20·29)、港湾一帯に工場が集積しつつある現状から、工業地域 と隣接して一部の業種を認める、もしくは臨港地域内で工業用の区 域を画するといった臨海工業への対応の必要性(④・⑥・⑧・⑨・2) が見られた。さらに、危険物保管の区域を指定するという意見や、

危険物保管や災害対応のために臨港地域内の建物の構造を規定する という意見など、現行法の保安港区に通ずる提案も見られた。後述 するように、港湾一帯を工業地域に指定することが 1927 年の都市 計画決定標準で通達されるものの、このアンケートが実施された 1926年当時、用途地域が実際に施行されている港湾都市がほとんど

役職 position	氏名 name	(一)要否 (!)approval about	(二)臨港地の区域を如何に指定すべきや	(三)臨港地域に建設を許すべき建物其他工作物の種類	(四)其他参考とすべき事項
文戦 position	民名 name	(I)approval about "waterfront zone"	(11) How to apply "waterfront zone" on port area	(111) What is allowed to built or put in "watarfront zone" L屋倉庫, 仮置場, 海陸連絡関係業者事務所, 臨港鉄道停車場, 税関, 官公署, 必要な諸	(IV) the other opinions
〕長崎税関長 lagasaki Customs	金光秀文 Hidefumi KONKO	0	具合い海陸運動。員物の町蔵、方底、弦画場内におりる加工設造の未務に必 要な範囲 the zone necessary for shipping passenger. freight, loading, storage, sorting and processing	2. 上臣月平, 取風考, 御陸連相関係未有争切別, 陶冶款道庁半考, 位岡, 首公者, 必安な路 設備 depositry, warehouse, office for port operation, station of port railline, customs, piblic office, other equipments for port operation	
2.横浜商業会議所会頭 okohama Chamber of	井坂孝 Takashi ISAKA	0	住商工何れも適用できず、未指定地としているが、臨港地域は必要 Waterfront zone is necessary, while port area is not zoning to co	ammerce zone or industrial zone but to unspecified zone.	
ommerce		△商業地域内なら		港として直接必要な桟橋,上屋,倉庫,見張所,諸標識,貨物積卸揚起重機,港湾関係諸 官署	
3福岡県知事 ukuoka Governor	-	可 waterfront zone should be applied only inside of commerce zone	都市ごとに異なるため一概には言えない Can not answer, because the situation is diferrent in every port city.	arca 陸上交通に必要な臨港鉄道入換援準構, 給水桶, 石炭台, 従来員結所 necessary for port operation: pier.deposity:warehouse, lookout, sign.derrick, public office necessary for ground transportation: port railline yard, water scoop, coal supolv rail staff office	市内外陸上交通系の幹線引込、運河等との直接連絡、貨客玄関口として美観保持 connecting main road and railway to city.connecting to canal.keeping the beaut as a entrance of port city
④大阪税関長 Osaka Customs	井上徳太郎 Tokutaro INOUE	0	大阪は沿岸八十間通と安治川. 尻無川に囲まれた区域 In Osaka, the area surrounded by Hachijuken-Street, Ajigawa- River, Sirinashi-River	規模大なる倉庫・原則として工場建設禁止・行政官庁の許可を得た遠船工場其他港 湾に必要なる工場 huge warehouse. Factory is not allowed to be built. However, ship yard and factory which allowed to built by port authority are OK.	
5)神奈川県知事 (anagawa Governor	-	0	港湾界限線内の水陸交界に港湾設地として必要なる一体地域 Whole area necessary for land and water transportation	上屋, 倉庫, 貯水場, 鮮溜depositry, warehouse, water tank, barge	市街地建築物法第一条に臨港地域を加ふ Adding waterfront zone in Art.1 of City Building Act
9)大阪市長 Isaka Mayor	歸— Hajime SEKI	0	大阪は沿岸 八十間通りの海岸側In Osaka, Coastal side along Hachijuken-Street	規模大なる倉庫・原則として工場建設禁止・行政官庁の許可を得た這船工場其他港 湾に委要なる工場 huge warehouse. Basically, factory is prohibited to be built. However, ship yard and factory which allowed to built by port authority are OK.	建築物の高さ,建築面積等は商業地域に準ずる Building height and floor ratio in waterfront zone are equivalent to in commer zone
⑦関東州内務局 Canto Home Winistry	廣瀨直幹 Naomiki HIROSE	0	出来得る限り広大なる地域 As large as possible	高雅: 警察 郵便 税税 所等審務所, 旅客符合案内所, 淀物取扱所, 倉庫, 危険物反及, 確	4.52、米菜 雪煎、毎生におした金なる砂積、二金以上の大道路と前内に当てる道源、建築 62、数寺コンクリート査スは草葉ご、藤木地線の泉水は温筋、清焼泉、河川で画する Perfect propering for fire flood.earth quake, insanitary mide streat (more than 4 flanes) consecting to the city All buildings are concrete or brick structure Reterform Ione is bounded by streed, distb, bridge or river.
8)南満州鉄道株式会社埠 領事務所長 Harbor Section of South Manchu Railways	市川數造 Kazuzo ICHIKAMA	0	港済業務,陸運,付帯業務を行う区域を含む広大な区域 工業地域と連絡を保たしむる Large area for port operation, land transportation and related business	緊船岸壁, 艀積卸場, 荷役作業用諸機械, 上屋, 倉庫, 加工場, 船船修理工場, 道路, 鉄 道, 停車場, 軌道, 旁電所 wharf, barge loading ramp, derrick, handling machine, depositry, warehouse, processing plant, dock, street, railline, rail	資物の移動を迅速ならしめ港湾の能率を増進せしむべき為、出来得る限り広大なる地域 Naterfront zone should be as large as possible for the fast freight and for th efficent port operation.
o.Ltd 9仁川商楽会議所 ncheon Chamber of Com	-	0	<u>Connecting to industrial zone</u> 所謂臨港地区に工場建設を希望するもの多きは現実なり。将来の港湾施沿 To build factory is needed in waterfront zone. To divide waterfro	yard, station, tram, power plant 猿の場合, 臨港地域を決定し、工場との棲み分けが必要 not zone from industrial zone is pecessary	1
Incheon Chamber of Com ⑩四日市商業会議所会頭 fokkaichi Chamber of	九鬼紋七 Monshichi	0	住商工何れも臨港地に指定するは不当。建物.工作物の制限は港湾の機能	※を阻害せざる限り可及的寛大に。地方的特殊の状況を考慮すべき。	at second on Amerida lan shout the star of the second second second second second second second second second s
Com	KUKI	-	residence, commerce and industrial zone is unfit for port area. Bu	aildings and Stuffs are allowed to be built and to be put unless violating po 倉庫,上屋,物揚場,臨港鉄道,貯炭場,給水設備,冷凍施設,塩材木置場,荷造場,加工	rt operation. Gonsidering about the situation of every port located region
①函館商業会議所会頭 Hakodate Chamber of Com	平出喜三郎 Kisaburo HIRADE	0	商業地域の間に介在するを便利とす Waterfront zone is located between commerce and industrial zone.	場,保税地域,仮置場,官公署 warehouse, depositry, loading space, port railline, coal storage, water supply, freezer, sult and timber storage, packing area, processing plant, bonded area, temporary storage, public offices	燃料油槽,危険物置場,鮮魚市場にも相当の考慮を要すべし Dil tank,storage for dangerous objects and fish market are necessary.
②南満州鉄道株式会社鉄 道部長	藤根壽吉	<u>_</u>	貨物保管用地. 旅客施設用地, 道路用地. 線路用地, 修理工場用地, 臨港工場 用地	採珀, 电探珀, 快投灯, 厄陕初休官岸	建築物については適当なる構造に作り得る様規定
Railway Section of South Manchu Railways So Itd	Kakichi FUJINE	0	the area for storage, pasenger, load, railline, train factory and waterfront industries	depositry, warehouse, passenger room, loading derick and machine, power plant, substation, office, load, railline, electric wire line, quarantine and storage for danzerous objects	To regulate the structure of buildings.
③内務大臣官房都市計画 果 ity Planning Section f Ministry of Inner	-		I 究を要する義に付早急回答致業候條御了承相成度此段及回答候(保留) to consider this problem and can not answer it.	Istorage for Gangerous oujects	
Affairs 個小樽商業会議所会頭	碾野進	Δ	港湾拡張中であるため回答できない I can not answer this question because Otaru port is under	同左	
)taru Chamber of Com [5富山県伏木町長	Susumu 1SONO 佐々木平兵衛	No answer	construction. 港湾の機能を発揮するに直接必要なる建物工作物を臨港地域内に集約し、	same as on the left 、以て港湾としての仕務を完からしむる必要ありと認む	
^E ushiki Mayor 珍神戸商楽会議所	Hyoe SASAKI	×	For the efficient port operation, port fonctions should be put in 神戸市に於ては現行法規にて差支なきを以て特に臨港地域設定の必要な	しと認む	
Kobe Chamber of Com ①兵庫県 Hyogo Prefecture	_	へ ×商業地域で対処 可 Commerce zone is	<u>Commerce zone in the City Building Act is enough without waterfr</u> 港済の実際を考慮し商業地域に指定するを原則とし、必要ある場合は部 分的に工業地域或は未指定地域に指定 Basically, Commerce zone is suitable in port area. In addition,	nt zone. 倉庫,上屋, 加工工場其の他之に準すべき建築物, 機械, 店舗事務所 Warehouse, depositry, processing, plant, machine, offices and shops	
⑧門司市長 Moji Mayor	吉川孝一 Kouichi	enough △ No answer	industrial zone and unspecified zone is reasonable depending on the situation. 当市は未だ区域の指定無之、研究出来し居らざるため乍道悠急速には意 Zoning has not been applied in Moji city yet. So, I can not answr		
③東京市政調査会 Tokyo Inst. for Aunicipal Administration	KIKKAWA —	0	市街地建築物法改正に依りて指定 Zoning based on the City Building Act	港湾をしてその機能を十分に発揮せしむるものの為に利用せしむべき。必ずしも港 湾付近に存在することを必要とせざるものに対してはその使用を禁止する。 The purpose of waterfront zone is realizing the eficient port function. The buildings not relating to the port should be prohibited to be built.	ー般都市計圖と港湾計圖の融合 (ニューヨーク港の地域制を参考にすべし) Considering about uniting the urban planning and the port planning
卻神戸市長 Kobe Mayor	黒瀬弘志 Hiroshi KUROSE	0	都市存立の成因、地勢及物資の集散状態を勘考し、将来の港湾発展の趨 勢を洞察して指定する Zoning based on the situation of the city, geographical features, shipping freight and future prediction	上屋 倉庫 仮置場,貿易品加工製造工場,停車場其他貿易に関係ある各種建物 depositry,warehouse,temporary storage,processing plant,station,other equipments for port operation	
D大阪府知事 Osaka Governor	中川望 Nozomu NAKAGAWA	0	埠頭沿岸八十間通りの区域及其の他沿岸地の利用状態を考察して指定す る In Osaka, coastal side of Hashijuken-Street and pier area	J規模ななる倉庫及之に準すべき建築物。 造船及修理工場 仮置場。建築物の高さは 商業地の例に依らしめ、建築面積は十分の十となすこと huge warehouse, dock, ship yard, temporary yard. The height of buildings in water front zone should be equivalent to in commerce zone and floor ratio	ー般の道路行政より独立特種のものとなすこと Traffic regulation in waterfront zone should be different from in the other zone.
②横浜市長 Yokohama Mayor	有吉忠一 Chuichi ARIYOSHI	0	貿易地区を現模大なる倉庫等に充て、臨海工業地を工業地区に充てる Waterfront zone should be divided into trade district and industrial district.		
②東京市長代理 Tokyo mayor	岡田忠彦 Tadahiko OKADA	0	港湾の機能上必要なる建築物又は工作物の集団地を理想とするが故に、 諸地区の範囲亦密接に関係を有する地帯に限らざるへからず Large zome not lomited to area related to the port opperation is ideal for the efficient port function.	涵陰連絡設備、符及及或酸設備、港湾事務の管街公署,交通、通信、運輸、金融等の建築 物、港湾に関係する工作物 equipment for the land water transportation, storage, maritime offices, freight function, communication building, bank, other equipments for port operation	
32門司商楽会議所 Moji Chamber of Com	-	0	区域は広沢なるよりは切実なるを要す。都市計画法の調査諮問機関の 他、関係地方の商工団体の意見を執する Zone should be not large but limited. Advised by the city planning conference and other comitee.	当該地方の実備に適応せしむべし 取捨実行は佐方間係団体の意見を徴して主務大臣が定むべし Adapting to the situation in every port city. Executed by the minister of inner affairs after advised by some local comitees.	「門司港はいち早く臨港地域制を敷き、重要港湾としての機能を充実せしむる Applying waterfront zone as soon as possible in the Moji Port and advance its port function.
急門司税関長 Moji Customs	_	×商業地域で対処 可 Commerce zone is enough	協運物理を設けるとすれば、商業地域の次に認識地域を得入し、基定連 続の利程を書する成务和論はこれを登越物内に選挙する任将・建築 物の理範、高友建築酒程は高規地域に専ずべし If waterfront zone is designated. It should be applied inside of commerce zone. And the buildings not related to port operation should be prohibited. Building height and floor ratio are equivalent to in commerce zone.	積極的に環定するは不可なるを以て、商業地域の規定に準じ消極的に定べき Apply waterfront zone negatively, following commerce zone regulation	都市計画事象として、臨港地域に類似した用途規制を設定すればよい Area regulation might be designated like waterfront zone as city planning projects.
简長崎市長 Nagasaki Mayor	錦織幹 Kan NISHIKORI	0	開税法規に依る指定地域,貨客集散地域,魚類集散地域 designated area by custom low, passenger and fraight area and fishery area.	臨港鉄道及附属建物,保税地域内上屋倉庫,船舶会社,関係公署,諸設備 port railline and related buildings,depositry,warehouse,shipping company,public offices,other equipment	
⑦港湾協会北海道支部 lokkaido Harbor ssociation	-	0	商業地域に近接し其の介在を妨げずと雖も、港湾の実情に依り定むべき Close to commerce zone, and adapted to the situation of every port	住宅の建築を接止する、税間,港務所,警察署,上屋,倉庫,加工場,その他適当なる建 物工作物の建設を持可する warchouse,deposity,loading space, coal storage, timber storage,water supply,freezer,packing ficility,port railling 住宅の建築を発出する、税間,港務所,警察署,上展,倉庫,加工場,その他適当なる建	
8名古屋商業会議所会頭 lagoya Chamber of Com	上遠野富之助 Tominosuke KATONO	0	岸壁或は埠頭を握る半里内外まで Inside area of 2km from coastal line	物工作物の建設を許可する Residence is prohibited to be built. Customs.port authority, warehouse, depositry, processing plant, other buildings and equipments work for port	
②大阪商楽会議所会頭 Jsaka Chamber of Com	稲畑勝太郎 Katsutaro INAHATA	0	埠頭沿岸地八十間通の区域及び沿岸地の利用状態を考察し指定する In Osaka, coastal side of Hashijuken-Street and pier area	J線現大なる倉倉: 老松所を除く工場の連設禁止。建築物の画稿は商業地域以上、高 さは商業地域に準ず Buildings should be prohibited without huge warehouse and dockyard. Floor ratio shoud be larger than in commerce zone and building height should be equivalent to in commerce zone.	一般の道路交通行政より独立特殊のものとすること Traffic regulation in waterfront zone should be original from general regulation.
30長崎県 Nagasaki Prefecture		0	各都市,港湾の実情に照して決定するを要す Apply based on the situation of every port city.	上壁.倉庫.桟橋等港湾に直接必要なる施設、臨港鉄道等陸上交通に必要なる施設. 官公署 depositry.warehouse.pier and facilities related to port operation, port raillines and land transportation facilities.public offices	
劲愛知県知事 Aichi Governor	山脇春樹 Haruki YAMAWAK1	0	沿岸より後方へ十町内外の地 名古屋港では埋立地会てと後方約十町の臨港地帯 Inside area 1km from castal line In Nagoya, all landfilis and 1km inland area	上歷。倉库,鉄道,船浜,冷藏倉庫,官公署,金融等貿易機關,港湾關係營業所店舖, 仮置 場,加工場,造船工場,船具刨安施設 depositry,率nehouse, raillines, dock, freezer, public offices, bank, trade offices, port service office, temporary storage, shipping yard, processing blant, reoreation for seaman	

無く注1)、多くの関係者が商業地域をベースとしていたことが分かる。

また、少数ではあるが、臨港地域設定の必要性について留保・不 要とする意見として下記が挙げられる。③福岡県知事は「商業地域 内に「臨港地域」として、特別地域を設定のこととし、市街地建築 物法施行令第三条の規定に係らず、行政官庁の許可を倉庫上屋の類 を建築するを得しめ度。」14とし、⑯神戸商業会議所は「神戸市に於 ては現行法規にて差支えなきを以て特に臨港地域設定の必要なしと 認む。」16、 ①兵庫県も「臨港地域を設定し其の地域内に於ては倉庫・ 上屋・加工工場其の他の...工作物建設のみに制限し、...斯の如きは 非常なる私権の制限と為り...、故に所謂臨港地域は寧ろ現行法の商 業地域として指定し、法の運用に依り港湾の使命達成を期するに如 かず、...将来自由貿易盛なるに至りたるときは部分的の工業地域を 設定し、港湾の実際に応ぜしむるを相当とするを以て特に臨港地域 設定の必要なきものと認む。」16と回答するなど、商業地域の範疇で 港湾一帯の用途をコントロールできるとする意見が見られた。注目 すべき点として、内務大臣官房都市計画課は「標記の件は相当研究 を要する議に付早急回答致兼候条御諒承相成度此段及回答候。」16)と 回答を寄せており、港湾一帯にどのような用途地域を指定すべきか、 都市計画行政の中枢機関であるはずの都市計画課でも、この時点で は明確な見解が無かったことが分かる。こうした臨港地域設置に関 する議論は下記(3.3)の港湾法制定運動に糾合されていった。

3.3 港湾法制定に関する特別委員会

臨港地域のアンケートと同時期に、1926年10月25日の港湾協 会第七回調査部理事会における議決を経て、「港湾法制定に関する特 別委員会」が組織された¹⁹⁾。会長の水野錬太郎により、港湾関係者 から特別委員会を組織し、同委員会内の特別調査会で港湾法草案の 策定をおこなった。同調査会は1928年に港湾法草案と草案要綱の 作成を完了した。

同草案では、既に港湾調査会で決定・実施していた第一種〜第三 種重要港湾の分類を一等〜三等港の分類に替え、一等港は主務大臣 (内務大臣)が管理者となり、二・三等港は府県知事を管理者とした ¹⁹⁾。また各種決定の審議機関として中央港湾委員会・地方港湾委員 会を置くこととした¹⁹⁾。都市計画との関係では、用途地域として「臨 港地域」を設け、同地域内の建築・工作物の制限を設け、同地域に かかる都市計画事業の決定の場合はあらかじめ地方港湾委員会と協 議する旨が示された。港湾整備の費用負担については、一義的には 当該港湾の管理者が港湾整備の全額を負担すべきであるが、勅令で 国庫よりその費用の一部に対し補助できることを、明確にうたって いた¹⁹⁾。

同調査会の中心人物であった横浜市港湾部長の原静雄は、本草案 では「都市計画法、市街地建築物法に付ては、港湾都市に於ては、 港湾を除外しては都市計画は出来ぬ訳であるから、都市計画法は臨 港地域内及港湾の区域内にも適用することとし、唯此の区域内に都 市計画法に依り主務大臣が都市計画及都市計画事業を決定せんとす るときは予め関係地方港湾委員会の意見を徴することにしました。 …又都市計画法に依る地域地区の設定の件は港湾法の臨港地域に指 定した区域は必要なきのみならず、徒らに混雑を来たすのみである から、之を排除することとし、又市街地建築物法に付ては地域地区 の設定の件は前同様の意味であり、又建築物の制限に付ては港湾法 の臨港地域内及港湾の区域内には港湾特殊の考慮を要することであ るから特別の規定を設くるを便宜且つ必要とし、尚港湾行政統一の 趣旨より其の制限に関する行政は此の区域内では管理者の手に統一 するの要があるから、此の法律を全部排除し、其の代り臨港地域内 及港湾の区域内に於ける工作物の制限に関する規定を本法の附属命 令に掲ぐる考へで之を勅令に委任する条文を設けました。」200とし、 臨港地域では、都計法・物法に対して港湾法が優先され、土地利用 に関して港湾管理者が独自に規定を設けることを説明している。

1928年に港湾協会は本草案を、総理大臣をはじめとした内閣・政府閣僚に対して「港湾法制定に関する建議」として提出し¹²⁾、続いて1929年の第56回帝国議会において、衆議院議員水島彦一郎を代表者として建議が提出された²¹⁾。しかし、当時の港湾行政を分掌する内務省・大蔵省・逓信省・商工省・厚生省・農林省などの関係各省との調整が整わず、港湾法が制定されることはなかった²²⁾。

3.4 都市計画法における港湾の扱い

1919年に都計法・物法が制定されたが、まず、都計法条文内にお ける港湾に対する言及は「第十六条 1.道路、広場、河川、<u>港湾</u>、公 園、緑地其の他政令を以て指定する施設に関する都市計画事業にし て内閣の認可を受けたるものに必要なる土地は之を収用又は使用す ることを得」²³⁾との記載があり、同条文では港湾も都市計画の施設 の一つであり、都市計画事業として施行可能と解釈できる。さらに 都計法施行令第二十一条において「鉄道、軌道、運河、(飛行場;1933 年追加)、水道、下水道、土地区画整理、運動場、一団地の住宅経営、 市場、屠場、墓地、火葬場、塵埃焼却場又防風、防火、防水、防砂 又は防潮の施設は都市計画法第十六条第一項の規定に依り之を指定 す」と定め、上記の施設を都市計画施設として取り扱うこととして いる²⁴⁰。これらに基いて、各都市で都市計画運河・公園・緑地・上 下水道などが都市計画決定された一方で、戦前に「都市計画港湾」 という決定をおこなった都市は実際には見られない。

このように、都市計画施設に港湾が含まれることになった経緯に ついて、都計法起草に深く関与した当時の内務大臣官房都市計画課 長(初代)の池田宏が、その著書「都市計画法制要論」の中で、「孰れ の都市に在りても公共的役務は今日迄第一に個々断片的に立案計画 され、…此等公共役務に関する法制亦頗る混線し、殊に国と自治体 との間に於ける権限関係錯綜を免れざりしが為めに都市の側からい へば、最深き利害の関係を有し、其の施設の結果は都市共同生活の 利便に関し其の公利公益に影響する重要の施設計画と雖も都市自ら 其の当面の局に譍(あ)たり其の責に任ずること能はずして、国家に 依りて都市と没交渉に経営せられ、併かも其の実際に施為せらるる 所を見れば道路河川港湾衛生鉄道逓信等各部局を擁して偏に割拠主 義に是れ依る国政の主管行政庁本位に計画実施せられ勝ちで、其の 結果都市の利害に深甚の関係を有する行政は兎角円滑に運転するこ とを得ずして互に撞着すること珍しからず、或は相殺する様の事も あつた。…水に対する行政が如何に都市に対して利害の重要なるも のあるかに無理解であつたかを裏書するものである。」25)とした上で、 本法の制度の特色として「我国法は都市計画に付ては施設と事業と の二方面に分ち相俟ちて事実上都市を構成する地域に対して統制あ る組織的計画の実現を期するを以て理想」250と述べて、港湾のよう な大規模施設を都計法で位置づけることに非常に腐心したことが示 されている。つまり都市計画施設という制度は、それまで所管官庁 や事業主体などによって位置や規模に関する意思決定が異なってい

た都市基盤・土木施設を、予め都市計画施設として決定しておくこ とで、当該都市の中でこうした施設が都市計画全体との不整合をも たらすことがないようにしておくことが目的であった。前述のよう に、実際に都市計画施設として特定の港湾が決定された事例は無か ったが、少なくとも都計法設立当初は同法で港湾を都市計画の中に 位置づけようとしていた意図があったことは、留意すべき点であろ う。

3.5 都市計画決定標準における港湾の扱い

最初期の「都市計画決定標準」(都市計画策定の指針)は1927年に 通達された²⁶⁾。このうち「五.地域決定標準」で「工業地域とする もの イ、地勢平坦にして港湾、運河に接近し若は陸上運輸の便な る土地」とされ、港湾に隣接する一帯は工業地域指定とする一応の 指針が示されたが、港湾隣接地として配慮を求める特段の指示は無 かった。

4 1930年代の港湾法制定運動と都市計画

4.1 1930年代の港湾法制定の動き

1935年の「港湾」13巻1号で港湾協会理事三橋信三による論説 「貿易の振興と港湾法制定の急務」27)では「満州事変に関連し国際 連盟と袂を別つこととなり連盟脱退を通告して以来満二ヶ年を経過 し、既に脱退の効力は完全に発生するに至る」ことを挙げ、「国際政 局上我国は殆んど孤立の運命に置かれてゐる」ため「日本の進むべ き途は、残されたる唯一の途、即ち国内に輸出工業を進行し、之に より農業の行塞りと人口増加の難問を解決するの他はない。即ち今 後の国策としては工業の振興と、輸出貿易の奨励により、国際経済 戦線の優勝者たることを目標として邁進するにありと信ずる。」状況 であり、工業・貿易振興を国策的に遂行するにあたり「中央、地方 を通じ築港計画に連絡統制を欠くがため近接港湾に二重投資が行は れたり、或は折角の基本施設も附属設備を欠くため永年充分の用を なさなかつたり、或は官公私営の諸施設が雑然として錯綜し其間に 統一が無いため各施設とも充分な機能を発揮することが出来ない」 上に、「港湾行政に就ても各省分立主義は旧態依然たるものありて港 湾能率上多大の不利不便を忍ばねばならぬ状態にある。」ことを理由 に、「各省分立の弊を一掃するがため多年の懸案たる港湾法を速かに 制定して先づ港湾行政を整備統一し更らに港湾の運用を組織づける ことが刻下の喫緊事と考へられる」としている。

さらに、1938年の「港湾」16巻12号の農商務省技官関口四郎(漁 港建設等を担当)の論説「港湾法制定を長期建設の機に望む」²⁸⁾では、 1928年の港湾法制定の建議は「現港湾行政を可及的統一するを目的 とし、現行関係法律の統括を旨とし、港湾の機能方面に亙る事項は 多く命令に依り、之を別に定むることにしてある。これは立法技術 上能く見受くる所であるが、之が為其制定方建議の挙は政府を動か し、全国的に之を白熱化する迫力を欠いたことは、港湾法の誕生せ ざる因由であると思ふ。」としたうえで、「今や我国は未曽有の事変 に遭遇し、明治維新を第一とすれば夫れにも優さる第二維新にして、 東亜長期建設の大方針を定め、国運の大転換期に在り、行財政経済 等諸般の制度革進の機に在る。港湾法制定問題も旧思想等に囚はれ る時代では無く、須く東亜の新事態を基礎として進むべきで、新港 湾法制定の好機である。」と訴えている。

上記のような、港湾協会・港湾関係者の継続的な要望もあり、1939

年6月26日に衆議院(議長小山松壽)で議決され、内閣(総理大臣平 沼騏一郎)に提出された「港湾法制定に関する建議書」²⁹⁾では、港湾 法の必要性を「港湾の物的設備の大部分は内務省又は地方公共団体 に、税関に関するものは大蔵省に、船舶航路に関するものは逓信省 に、臨港鉄道は鉄道省の施設に属する等其の所管各省に分属し各々 其の欲する所に従ひ之を施設せる為不統一を極むるのみならす港湾 設備を利用する民衆に於ては当該多数管理者の支配を受くるの外警 察官署の取締に服し其の適従に迷ふの状態にして港湾利用の効果を 減殺するの実情に在り今や東亜建設の大業を実現する時に方り日満 支三国交通の完備を期するか為には港湾政策を確立して速に港湾法 を制定し敍上の欠陥を矯正する」としている。ただし、外交方針の 混迷と国際情勢の急変により平沼内閣は同年8月末に退陣し、この 時も結局港湾法が制定されることはなかった。

以上の 1930 年代の港湾法制定運動は、基本的に 1928 年の港湾 法草案を下地にした活動であり、「臨港地域」に準ずる制度は盛り込 まれていたと思われるが、当時の言説ではこの点に関する言及は見 られない。当時すでに港湾一帯を工業地域として指定することが都 市計画決定標準で通達されており、同地域指定でも実際の港湾運営 にあたって大きな問題はなかったと考えられる。さらに 1930 年代 から内務省港湾局は港湾修築の目的の一つとして臨海工業地帯(初 期には「工業港」という呼称)の整備を掲げており 300、当時は内陸の 軽工業から、臨海部での重化学工業へ産業構造が転換する時期にあ たり^{注20}、むしろ港湾一帯が工業地域指定がふさわしい状況になりつ つあった、と解することも出来よう。一方で、日本の戦時体制強化 と大東亜共栄圏確立のために港湾の機能強化が、港湾法要望の主要 な事由に取って代わっていた。

4.2 都市計画と港湾を跨いだ工学者の見解

当時、必ずしも専門分野が未分化であった土木工学分野において、 港湾と都市計画のいずれにも関係した専門家や工学者は多い。上述 の池田宏もその一人であり、1919~20年の短期間ながら港湾調査 会の臨時委員を務めている³¹⁾。

神戸市で港湾・都市計画・土木部長を兼任した森垣亀一郎は兵庫 県都市研究会が出版する雑誌「都市研究」の1930年23号・24号 32)にわたって「都市計画と港湾」と題した論考を寄稿しており、そ の中で都市計画の最も重要な点は都計法第一条にある「重要施設の 計画 | であり、それは第一に「交通組織の整備 | が挙げられ「道路、 軌道、鉄道、運河、下線、港湾等水陸交通に関する整備」がこれに 該当するとしている。また都市計画立案の基本調査の際に数十年後 の人口増加を想定することに鑑み、「故に港湾問題を調査研究し計画 を樹つるには、都市計画に就いての一般的考慮が必要であつて、一 方に於ては法令によつて都市が強制的に其の施設をなさんとするの であるから、港湾を有する都市は、都市計画法の実施せらるると否 とに拘らず、其の都市将来の発展と港湾関係を考へて、五十年六十 年の後に於ける施設経営に支障なからしむる様にせねばならぬ。」と 指摘している。その上で「港湾問題は都市計画問題と全く不可分の 者(原文ママ)で、都市発展と常に因果関係を有する事は瞭で、港湾が 将来発展する趨勢に鑑み、都市各般の施設を定むべきは勿論此の両 者の計画及実施は、車の両輪の如く相共に進行すべく、決して一方 に偏すべきではないのである。」と戒めている。

一方、同時期に大阪市で港湾・土木部長を兼任した直木倫太郎は、

1933年の「都市と港湾」33)と題した講演の中で、地方中小港湾の整 備が、地方都市にとっての生命線であるとしたうえで、地方港の整 備においては「貨物が港を産むのであつて、港が貨物を産むのでは ない」ため、「余りに計画の大袈裟なるを夢みる勿れ」と指摘、港湾 整備は物流の変化に合わせて柔軟に拡張が出来るものであり、「この 目まぐるしい変転流動の只中に立つて、独り港湾設備にだけ「百年 の長計」気取りを認めるこそ、寧ろ大きな無理ではないか」として いる。ここで鉄道が狭軌から広軌に、単線から複線に、二階建ての 建築を四階建てに、それぞれ後から改変することは容易でないが、 港湾建設は「弾力性に富」み「逐次時代の要求に応ずる」ことが出 来るとしている。このように直木は、当初からその都市の経済規模 と見合わない遠大な埋め立て計画などを実施すると、その後埋立地 売却処分に苦慮するとしたうえで(名古屋・大阪・長崎を例示)、都市 計画やほかの都市施設に比して、港湾は適宜拡張可能で、物流規模 拡大に合わせて弾力的に機能を更新・追加出来ることが港湾の特徴 だとしている。

以上のように「大阪の直木、神戸の森垣」と称され、同様の役職・ 立場にあった両者であっても、直木は港湾計画は単独の事業として 短期間で都度見直すべき、森垣は都市と港湾の長期的発展を見据え、 相互に連携して計画策定をすべきとしており、港湾と都市の関係に ついて、意見を異にするものであった。

4.3 都市計画運河による港湾への対応

1933 年に出された「都市計画標準」³⁴⁾では「(ホ)運河計画標準」 で「一 運河計画は主として工業地の開発、埋立地の利用、低湿地 の改良等土地の地域的発展を計る必要ある場合に之を行ふ

二 運河の配置に関しては現在に於ける河川運河の利用を増進し若 は港湾、道路、鉄道等水路交通の相互関係を緊密ならしむるやう考 慮し、水路の連絡を主とするもの、沿岸の利用を主とするもの等に 付適当の位置を選定し系統ある組織を保たしむ」とあり、都市計画 運河の目的として港湾をはじめとした水運の連携強化がその一つと された。また運河計画を行うにあたり既存港湾や計画中の港湾の図 を提出するように求めており、都市計画運河が港湾との運輸連絡の 面で、重要な役割を見出されていたことが示唆される。実際に戦前 期に港湾と内陸を結ぶ目的で都市計画運河として事業実施されたも のは中川運河(名古屋)³⁵⁾・富岩運河(富山)³⁶⁾・中堀運河(尼崎)³⁷⁾など があり、一部施行や未実施のものでは川崎都市計画運河(川崎)³⁸⁾・通 船川・大山運河(新潟)³⁹⁾などがある。

4.4 工業専用地区の制定

続いて、1938年の物法の改正を受けて、1939年に出された決定 標準 40%によれば、新たに加わった工業専用地区について「(=)工業 専用地区決定標準...(中略)...-.位置 左の各号の事項を考慮して 選定すること イ 港湾、運河等に沿ひ物資の運輸に便利なること ...(中略)...二.区域 イ 地区は原則として帯状と為すこと 但し 土地の情態、工業的施設等に依り特に必要と認むる場合には集団と すること」を標準としている。これは物資輸送に至便な臨海部や運 河に沿って帯状に工業専用地区を指定し、内陸部よりも臨海部の工 業地帯形成を念頭に置いていたと見ることが出来よう。実際に終戦 までに工業専用地区が指定された名古屋 41%(1940年)・西宮 42%・尼崎 43%・広畑 44%(1942年)・八戸 45%(1943年)・堺 46%・岡山 47%(1944年)で は、いずれも臨海部や運河沿いで同地区指定がなされている。

5 1940年代の港湾法制定運動と都市計画

5.1 運輸通信省の発足と港湾法制定運動

1943 年 7 月 1 日に衆議院議長岡田忠彦から内務大臣安藤紀三郎 を通して内閣(総理大臣東条英機)に対して「港湾法制定に関する建 議書」⁴⁸⁾が提出された。本書では建議の理由を「政府は大東亜共栄 圏育成の為交通政策を確立し速に港湾法を制定せられむことを望む」 としているが、この際も港湾法が制定されることはなかった。

1943年11月1日には、戦時下の海陸運輸体制を統一的に所管す る組織として、逓信省・鉄道省・内務省港湾部門・商工省の一部な どを統合して「運輸通信省」が発足した⁴⁹。同省内に設置された海 運総局は、港湾行政統一を進めるために、港湾の管理運営の一元化 と港湾機能の最大限の発揮を目的として、「港湾管理法要綱」を立案 したが、これは省内での検討にとどまったとされる¹²⁾。一方で、海 運総局と別部署の港湾局でも1939年の港湾法案(原案は1928年草 案)をもとにした独自の港湾法案を策定し検討したが、当時の時局を 反映して、港湾を国の営造物として、国家管理を前面に出した法案 であり、本法案の検討はおおよそ1943年12月前後に行われていた とされる¹²⁾。

当時の港湾協会理事鈴木栄一郎は 1943 年の「港湾」21 巻 12 号 の論説「港湾法制定を要望す」⁵⁰⁾にて「政府は曩に交通政策要綱を 決定せられ、皇国を中心とする大東亜の総合的、有機的交通体制の 確立、特に港湾に就ては重点的に総ての設備を整備拡充し、其の能 率増進の為に水陸連絡設備、倉庫保管設備の整備、又は荷役力増強 の為めに艀の増備、荷役昨日の機械化を図る旨を声明せられたので ある。...而して吾人は此の機会を逸せず、港湾法を制定し、港湾政 策を確立せられむことを強く要望するものである。」として、改めて 港湾法制定の呼びかけを行った。港湾協会としても、運輸通信省設 置を契機として、同年 11 月 27 日に「港湾法制定に関する建議」を 東条英機内閣総理大臣・八田運輸通信大臣宛てに提出している 50)。

こうした機運を受け、港湾協会では翌 1944 年に「港湾」誌上で 港湾法制定促進のためのアンケート調査「港湾法案要綱に対する新 構想」を実施した。同調査は 1928 年の港湾法草案を基本として、 1944 年時点で新たな要望を盛り込むために実施したものであった。 ただし 1926 年のアンケート(table1)に対して、回答者や質問項目が 異なっている点には留意する必要がある。回答はすべて「港湾」22 巻 4 号~6 号に掲載された ⁵¹⁾。その回答は多岐に及ぶため、このう ち都市計画と関連性のある質問五・六・八に対する回答について table2 にまとめた^{注 3)}。

「五、臨港地帯に関する事項」については、1928年の港湾法草案 の「臨港地域」と同等のものであると思われるが、「三、港湾」に接 続する港湾業務と関連する機能が集積した後背地を指しており、ど の程度の帯域を差すかは、港湾ごとに個別に定義すべきであるとい う点で回答は共通している。都市計画との整合性についての言及も 見られるが、いずれも、港湾の特殊性から、臨港地帯を定めた区域 は、都市計画に優越する法規運用を求めている。

「六、港湾管理者」については、回答者によって見解が多様になっているものの、各港湾の国家的重要度に応じて主務大臣、地方長 官、地方自治体の順で管理者に序列付けている見解が大勢となっている。

Table2	The survey about port enactment	in 1944	1944 年の港湾法要望アンケート
Tabioz	The our vey about port chaodillont	111 1944	

lable2 the surv	ey about	port enactment in 1944 1944 年0)港湾法要望アンケート	
所属 position	氏名 name	五・臨港地帯に関する事項 waterfront zone	六・港湾管理者 port administrator	八・私権の制限に関する事項 limitation of private sectors
港湾協会理事 PHAJ principal	坂本丹治 Tanji SAKAMOTO	港域は港湾都市と境界を同くするか大小ある。臨港地域及臨 水地域並に是等地域に接続せる地にして施設に必要な利とす る区域。 The area connected to land and water around a port and needed for port operation	Jourt auministratow 滞満行政を運輸通信省に一元化し港湾計画を総合的に策定。重要 港湾総でを国営化し管理者は主務大臣。 Port administration should be centralized in the ministry or transport and communication. Port Plans should be made in the ministry.Major ports should be omed by national government, and the minister should manage them.	私有設備は臨港地帯には許可せざるを原則。鉄道省の施設や既 存の民営倉庫は同一管理者に統一運営。 Private Facilities are prohobited to be put inside of the waterfront zone.Port authorities should manage railline facilities and private warehouses.
元住友倉庫常務取締役 Former director, Sumitomo Warehouse 大阪地区港湾運送業会会長 President, Osaka Transportation Association	山本五郎 Goro YAMAMOTO	港湾の機能を発揮するに必要なる港内の水面と水辺の陸地と を包括する「港湾都市」の概念を以て、水域と地域とを囲む 区域を画して「港地域」として主務官庁の権限もその範囲に 及ぶ。都市計画に「臨港地域」を設定。 To deternine "port zone" in land and water of port area. To designate "waterfront zone" in City Building Act.	主務官庁は運輸通信省(大臣)とし港湾総局を置く。各港湾に 「港湾局」と支局・港務官を置いて所管事務を代行。 General maritime bureau of the ministry of transportation and communication control port administration. In every port, local port bureau or branch is in practice.	港湾法において港湾行政・運営に必要な制約・収用・彼用・ 分を加える。各港湾に港湾委員・中央に港湾委員会を設けて運 輸通信者の諮問機関とする。 Limitation, drafting, exproration and punishment is allowed in the port act for port administration and operation. Central and local advisory committee should be established for the ministrv.
東京都港湾局長 Director,Port Bureau, Tokyo Metropolis	林清 Kiyoshi HAYASHI	中陸域を臨港地帯とし物資輸送の統制強化を図り・臨港地帯 内に工場地域・倉庫地域等を指定。 Waterfront zone is applied in only land, and indsutrial district and storage district are designated inside of this zone.	地方長官港湾運営権を付与す。管理者は主務大臣の監督を受く る。工費は原則地元負担だが・必要に応じて国庫補助。 Local governor has a right to manage port administration. The minister supervises it. Tho cost of port construction spent by local government and the ministry subsidizes it as needed.	管理者が必要に応じて使用・微用・収用・許可・承認を行う。 The port administrator should control and expropriate the private rights as required.
大阪市港湾局長 Director, Port Breau, Osaka City	宮内義則 Yoshinori MIYAUCHI	港湾区域に隣接せる地域にして港湾施設の保全運営に必要な る地域で・権利行使の制限・規制を設ける。 The waterfront zone should be applied in the area for port operation and facilities next to port water area and buildings not related to port operation are prohobited to be built.	港湾の実情に応じ主務大臣・地方長官・市長を以て管理者とす る。 The minister, local govenors or mayors should be port administrator.	私権の強度なる制限を為す。岸壁・桟橋等公共施設の私有は認 めず、管理者は工作物の使用・収用し得る。漁業権・採掘権を 制限し得る。用途地域の知き制を設くる。 The private properties should be controled strictly. Zoning should be designated in port area.Port administrator can expropriate provate properties.
大阪府土木部長 Director, Civil Engennering Bureau,Osaka Prefecture	城戸鎖吉 Sakichi KIDO	港湾区域に隣接して港湾の施設上必要なる土地および港湾の 種炎上使用制限を要する地域を特定し・私権の制限を加へ る。 The waterfront zone should be applied in the area for port operation, facilities and security next to port water area. Private properties should be prohobited.	管理者は地方長官 Local governer should manege port administration.	水域は勿論・港湾陸域並に臨港地帯に於ても私権の制限を行 ひ・港湾経営遂行を期す。 The private properties should be controled strictly for the efficient port operation.
三菱重工業株式会社社長・内 閣顧問 President, Mitsubishi Heavy Industry Adviser of the cabinet	郷古潔 Kiyoshi GOKO	_	_	_
日本海運協会 Association of Shipping in Japan	記名なし no name	港湾及隣接水域に接する地帯。広く指定するより制限的に指 定。 Next to port and water area.Not large zone but limited zone.	主務大臣が一元管理し・必要に応じ地方行政協議会長・地方長官 に権限移譲。 The ministry should manage all ports and transfer this authority to local governors as needed.	大東亜戦争に必要な使命完遂の為・私権の制限・工作物の徴用 の権限を管理者に賦与。 Port adminstrator can prohobit and expropriate private properties for the victory of the war.
日本通運株式会社理事 Principal, Nippon Express Co.Ltd	安座上眞 Makoto AZAKAMI	_	海陸輸送行政一元化の為・運輸通信大臣を主務大臣とする。 The minister of transportation and communication should control port administration.	_
兵庫県土木部長 Director, Civil Eng Bureau,Hyogo Prefecture	杉山宗次郎 Sojiro SUGIYAMA	水域たる港湾のみ対象とするのは不十分、港湾に隣接し港湾 の保全・利用上必要なる一定地域を臨港地域とす。 Not only port water area but land area next to it should be applied to waterfront zone.	一等港の管理者は特別官庁・二等港以下は地方長官・市長を充て る。 The first grade port : the minister / The scond grade port : local governors or mayors	其の他;漁業権が障碍となっているため・強力な権限が必要 Fisheries rights should be limited fot port construction.
静岡県土木部長 Director, Civil Eng Durana, Chianaka, Davidantary	上田柳一 Ryuichi UEDA	_	管理者は総て府県知事の以て充てられ度。 Local govenors should be port administrator.	
<u>Bureau, Shizuoka Prefecture</u> 宮城県河港課長 Director, Port and River Division, Miyagi Prefecture	大谷英 Ei OTANI	港湾の利用に必要なる区域を臨港地帯として監督官庁が認定 す。 Waterfront zone is designated for the area necessary for port operation.	地方長官と市町村長・必要に応じて主務大臣。 Local governor,mayor or the minister.	私有の岸壁・桟橋・臨港地帯内に於ける工作物等と雖も私権の 目的たることを禁止するの主義。 Port adminstrator can prohobit private properties such as piers, wharves and warehouses only for private use.
石川県土木課長 Director, Civil Eng Division,Ishikawa Prefecture	木村儀四郎 Gishiro KIMURA	港湾と密接不可分の開係にある土地に対し一定の区域を限界 し臨港地帯として指定し私権を制限。 waterfront zone should be appied to the area related to port operation and private properties is limited inside of this zone.		
宮崎県土木課長 Director, Civil Eng Division,Miyazaki Prefecture	古賀久六 Kyuroku KOGA	港湾隣接地で港湾の利用上必要なる地域を行政官庁にて臨港 地域と認定し私権を制限する。最小限度の認定とすべき。 The waterfront zone should be appied to the area necessary for port operation by the government agency. In order to limit the private properties, The waterfront zone should be as small as possible.	原則として・第一種・第二種は運輸通信大臣が管理し・それ未満 は地方長官が管理。 The first and second grade ports : the minister of communication and transportation The other grade ports : local governors	東海及附属物は勿論私権行使できないが、所有権の務束・抵当 権設定は可とし、臨港地域内に於て興亜作物の新築・改築・造 葉・除却は管理者の許可・承認を要す。 Port and related equipments should be owned by public authority, but the other stuffs are owned by private sectors.They can transfer its ownership and establish its mortgage.
沖縄県土木課長 Director, Civil Eng Division,kinawa Prefecture	久保田秀雄 Hideo KUBOTA	臨港地帯内に於ては港湾の保全又は利用上必要なる一定の作 為・不作為を強制し得る。 Inside of the waterfront zone, the operation and properties are limited for the port administration.	港湾の性格に応じ主務大臣・地方長官・特別官公庁等 the first grade port : the minister The second and the other grade port : local governors	私権行使することを得ず。公共性を害せざる範囲内に於て一定 の私権を認む。 The private properties are allowed to be built only for the public porpose.
樺太庁土木部長 Director, Civil Eng Bureau,Karafuto Agency	奈良部亀松 Kamekichi NARABE	海湾的住宅市になら市姿の医域を臨港地帯に設定し区域内に於 ける作為・不作為ぞ規制す。都市計画と緊密なる関係ある が、港湾及臨港地帯は重要に鑑み優先設定権を持つ。 Inside of the waterfront zone, land use should be controled by the port act and the waterfront zone should be prior to city planning.	港湾の性格に応じ主務大臣・地方長官・特別官公庁等 The minister, local governor or special agency depending on the grade of ports	The pointe pointed. 港湾の将来計画を予め樹立し・その機能増強に資するものは奨 励し・支障あるものは私権を制限す。 To promote or limit private rights for the future port plan.
福岡市長 Shizuoka Mayor	畠山四男美	_	-	—
七尾市長 Nanao Mayor	松川長康 Nagayasu MATSUKAWA	-	県港務所・水上警察・その他業務の総合一元化を以て有機的経 営・管理を為す。 The port authority should manege port office, port police and the other port services.	_
神奈川県商工経済会 Kanagawa Chamber of Commerce and Industry	記名なし no name	_	_	_
Commerce and Industry 愛知県商工経済会会頭 President, Aichi Chamber of Commerce and Industry 名古屋海運協会会頭 President, Nagoya	青木鎌太郎 Kentaro AOKI 藍川清成 Kiyonari	港湾地域の独立性を認め・同地域内の河川並に道路に関する 限り夫々の関係法より除外し・港湾法に織込む様措置せられ たし。 Rivers and roads inside of the waterfront zone should be controled by port act independed from the river act	運輸通信省に統一し之れが附帯業務は凡て同部門にて処理する様 措置せられたし。 All works of the port administration should be managed in the Ministry of transportation and Communication	港湾に関する重要事項を諮問審議せしむる為めに・中央港湾委 員会並に地方港湾委員会を強力な組織機構として設けるべし。 (重要港湾認定・港湾計画・区域決定等) Central and local advisory committee should be established for discuss the important port policy such as
Association of Shipping 福岡県商工経済会	AIKAWA	and the road transportation act. 河川・道路の港湾地区内に在る部分に関する取扱は港湾管理	centrally. 重要なる港湾は主務大臣又は地方長官若くは市長の下にありて専	port grading, port planning and port zoning.
Fukuoka Chamber of Commerce and Industry	記名なし no name 服朝集吉	者の管轄事項として・埋立は権限事項とする。 Inside of the waterfront zone, river, roads and landfil are controled by the port administrator.	門的素養ある人物。 The experts subject to the ministry, governor or mayor should have jurisdiction over port administration. 地方長官者しくは市長を管理者とする。手続が頃雑になるので主	-
静岡県水産業会会長 President, Shizuoka Fisheries Association	服部亀吉 Kamekichi HATTORI	_	務大臣は不適。 Port manager should be local governer or mayor not the minister.	_
関東州経済会会頭 President,Chamber of Economy in Kwantung Torritory	首藤定 Sadamu SHUTO	-	per con a sed o	,
Territory 住友鉱業株式会社 Sumitomo Mining Co Ltd	別子鉱業所 Besshi Mine	—		
港湾協会理事 PHAJ principal	横山五平太 Goheita YOKOYAMA	港湾に隣接する土地にして港湾の施設・利用・運営に必要な 利とする地域。 The area next to the port and necessary to port operation	中央は運輸通信省・現地は地方海運局 ・都道府県市。 Central : the Ministry of Transportation and Communication Local : Regional shipping bureau or every prefecture and city gomerment where port located	相当強度の制限を加ふべし。工作物の収用・微用し得る。中央 並地方に審護諮問の港湾委員会を設けくべし。 Private rights should be storongly limited and private facilities should be exproriated. Advisory committee is needed for the central and local port administration.

の見解として示されている。港湾の公共性から、私権行使を港湾運 営に資することのみに誘導する点は、「五、臨港地帯に関する事項」 の回答と通底する意図が見られる。また、中央・地方港湾委員会と いう諮問機関を求める声も見られるが、同委員会が当時の都市計画 中央・地方委員会に類似する組織を想定していたのかについては、 本アンケート回答からは読み取ることは難しい。ただし、中央・地 方委員会方式を用いて、中央から各地方港湾の在り方をコントロー ルする意図と解するのが自然であろう。当時、地方港湾の多くは内 務省直轄施行と国庫補助を受けて近代化が実施されており⁵²⁰、また 現実として地方港湾整備の決定は内務省中央の港湾調査会等の諮問 機関(勅令に基づき、法的位置づけ無し)で行われていたことは前述 (2)のとおりである。中央・地方委員会方式は、こうした諮問機関を、 地方組織設置も含めて、港湾法で正式に位置付けようとしていたと 考えられる。

本アンケートは、1928年の港湾法草案を基本としつつ、時代の変 化・時局の要望に応じて同草案に対する修正事項を募るものであり、 特に運輸通信省発足と大東亜共栄圏建設という国策を色濃く反映し たものであったが、港湾行政一元化の期待と港湾法制定の機運が高 揚していたことも回答から読み取れる。その後、本回答をとりまと めて、港湾協会から政府や運輸通信省への要望として建議すること が意図されていたが⁵¹、戦局の悪化もあり、実際の建議が1945年 の終戦までに行われた記録はない。

5.2 新興工業都市計画

戦時体制強化の中で工業の地方分散などを目的として、国庫補助 を受けて開始された新興工業都市計画の1941年の通達では、「II要 領…2.土地区画整理…⑤港湾、鉄道、軌道、運河…其の他の施設は 必要に応じ其の用地を留保すること」530と記されており、土地区画 整理手法を用いて港湾用地を確保するよう指示している。実際に、 臨海部の港湾機能強化や埋立と併せて土地区画整理が計画された新 興工業都市計画としては、四日市540・富山550・苅田560(北九州)・広 畑 570(兵庫県)等がこれに該当する。港湾整備そのものではないもの の、臨海部の基盤整備が都市計画事業として位置付けられた事例と 言える。

6 まとめ;戦前の港湾法制定運動と都市計画の関係

6.1 港湾法制定運動と臨港地域

港湾法の草案については、1928年建議の際の草案のみ入手できた ため、各時代の港湾法草案を比較することは困難であるが、最初期 の1911年を除くいずれの時代の建議も、1928年草案を基礎として いることから、各年代の草案の比較ができないため、港湾協会内で の議論や建議の理由書などから、可能な限り考察を試みたい。

初期の港湾法要望(1928年)では、港湾行政を司る行政機関が分断 されていたため、地方自治体や港湾に関わる事業者にとって手続が 煩雑なこと、国家として統一した港湾行政が推進されていないこと、 そして港湾の運営に適した用途地域が都計法・物法で設けられてい ないことが主たる理由であった。港湾協会は港湾法制定が協会発足 の目的でもあり、積極的に同法制定運動を主導していた。

中期、1930年代には、おおよそ初期と同様の理由から、その制定 を継続的に要望していたが、活動としてはやや停滞期であった。都 市計画では、港湾一帯を工業地域指定とすることが 1927年の決定 標準で定められ、港湾一帯の工業化を背景としてこの運用が各港湾 都市で定着していった。そのため「臨港地域」の必要性はやや後退 していたと考えられる。

後期、1930年代末から終戦にかけては、港湾法の要望の背景とし て、当時の国策たる大東亜共栄圏確立のため、具体的には満州や中 国大陸・南洋諸島等の日本施政下地域との海運強化による経済圏確 立が念頭に置かれていた。つまり、より国策に沿った形で港湾法の 必要性に意義付けを行い、関係者が活動した時期であった。特に、 1943年の運輸通信省の設立を港湾法制定の好機と見て、関係者が制 定活動を活発におこなった。一方で、鉄道省・逓信省・内務省港湾 部門を統合した運輸通信省海運総局・港湾局の設立は、港湾協会を 中心とした港湾関係者が当初より求めていた港湾行政の統一という 点では、不完全ながら一応の前進であったと見ることが出来る。

本論文で見てきたように、港湾法を要望する側には、何度か港湾 法制定の機会・時機があった一方で、港湾法制定と港湾行政統一に 向けては、関係省庁が分散しているが故に、実際の制定に向けては 多大に困難な省庁間の調整が必要とされ¹²⁾、事実、終戦まで同法制 定には至らなかった。1920年代は、港湾に面した陸域を都市計画上 どのように扱うのか、という管理権限の問題、1930年代からは大東 亜共栄圏繁栄のための港湾管理一元化、と港湾法を必要とする事由 は形を変えてきたが、関係省庁の調整を経て同法を制定するほどの 意義やきっかけを得ないまま、既存の諸制度に基づいた港湾運用が 継続された、と言うことが出来よう。また、港湾陸域における港湾 独自の土地利用規制は、戦後の1950年の港湾法制定により「臨港 地区」制度として確立するが、戦前においてもその必要性は提起さ れながらも、実現されることは無かった。

6.2 都市計画における港湾一帯の扱い

都計法では当初から港湾を都市計画施設として扱うよう規定され ていたものの、実際に「都市計画港湾」決定が行われた都市は見ら れなかった。実際に大規模な港湾整備は内務省直轄施行と国庫補助 によって実施され、対照的に、都市計画事業は地方自治体の自弁が 原則であった。多額の工費を要する港湾整備を、都市計画事業で実 施することは現実的に難しかったと考えられる。

こうした都市計画施設・事業としての港湾ではなく、雑誌「港湾」 における 1926 年のアンケート回答に見られるように、港湾一帯の 用途地域に関する議論(臨港地域の要否)は、港湾法制定要望の動機 の一つでもあった。その後、港湾一帯の用途地域については工業地 域とすることが 1927 年の都市計画決定標準で示され、同法の必要 性に関する主要な論点から次第に外れていったが、1944 年のアンケ ートでは、改めて「臨港地帯」として同様の議論が提起されており、 継続して関心が持たれていたことが分かる。この回答では、時局を 反映して、港湾一帯における港湾管理者の土地利用に対する関与と 権限が、私権の制限というかたちで、強く求められるものが多く見 られた。最初期の港湾法案起草者である原静雄の主張に代表される ように、港湾関係者は港湾一帯の土地利用の管理権限を港湾行政側 で掌握すべき、という意思が継続的に表明されていたと言える。

以上のように、都計法起草時は都市計画施設あるいは事業として の港湾の位置付けについて示されていたものの、実際の都計法施行 後にはそうした運用はなされず、同法で当初想定していなかった港 湾独自の「臨港地域」を求める議論も、戦前においては結論が出る ことは無かった。池田や森垣、直木ら都市計画・港湾行政いずれに も関わった人物であっても、都市計画・港湾行政の関係について、 主流となるような方法論を提示するまでには至らなかった。このよ うに戦前の都市計画行政は、都市計画区域内の港湾に関して明確な 法的位置づけを欠いていたと言える。

現在の港湾一帯は、特に港湾法に基づく臨港地区制度によって都 市計画行政と港湾行政の分断があると指摘されることが多いが、臨 港地区制度が無かった戦前期も、また違った形で課題を抱えていた ことが分かった。

6.3 今後の研究の課題と展開

本研究では、戦前の港湾法制定運動の経過を中心として都市計画 と港湾の関係を論じており、都市計画側の港湾への対応については、 本論文のような法制度・言説の分析だけではなく、港湾の近代化工 事が実施された各都市で、実際に策定された都市計画を調査分析す ることで明らかにしていく必要がある。加えて、その都市計画のう ち事業実施に至った街路や運河といった都市計画事業と、国直轄に よる港湾整備との関係を各都市で検証することが求められる。

また本研究で見てきたような港湾陸域の用途地域に関する戦前の 議論が、おそらく戦後の港湾法および臨港地区制度にも影響を与え ていたと推察される。こうした戦後の港湾法起草の過程において、 港湾と都市計画との関係がどのように議論され、現代に至る臨港地 区制度が形作られていったのか、という点についても攻究の必要が ある。

参考文献

- 1)Watanabe, K.: Transition of the port administration, text of Japan Nautical Society 20th lecture, Japan Coastguard, 1978 (in Japanese). 渡辺加藤一: 港湾行政の変遷について, 日本航海学会第 20 回講演会議事 録, 海上保安大学校, 1978.
- 2)Inoue, T.: One consideration about the significance of the harbor investigation committee establishment of 1907, Hyokyo Institutional Repository, 2000 (in Japanese).

井上敏孝: 1907 年の港湾調査会設立の意義に関する一考察, 兵庫教育大学 学術リポジトリ, 2000.

- 3)Taniguchi, T.: Why did the port survey start in 1906, Socio-Economic History Society, Vol.73, No.5, pp.509-526, 2008 (in Japanese).
- 谷口忠義: 港湾調査はなぜ 1906 年に開始されたかー港湾調査史上の歴史的 転換点--, 社会経済史学, Vol.73, No.5, pp.509-526, 2008.
- 4)Utsumi, T.: Port problem after Japan-Russia war, Socio-Economic History Society, Vol.47, No.6, pp. 652-677,757-75, 1982 (in Japanese). 内海孝: 日露戦後の港湾問題:港湾政策,の成立過程,社会経済史学, Vol.47, No.6, pp.652-677,757-75, 1982.
- 5)Ishida, Y.: Improvement of the modern urban planning in Japan 1868-2003, Jichitai-Kenkyu-sha, 2004 (in Japanese).

石田頼房: 日本近現代都市計画の展開 1868-2003, 自治体研究社, 2004.

6)Asano, J.: A Study On Design Technique And Design Thought Of The First Decision Of City Planning Area By The City Planning Act Of 1919
In The Cases Of 43 Small And Middle Scale Cities Where The City Planning Act Was Enforced By The Taisyo Era -, Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ), Vol.70, No.595, pp.125-132, 2005.9 (in Japanese).

浅野純一郎:旧都市計画法による最初期の都市計画区域指定に見る計画技術・思想とその実際に関する研究:大正期迄に旧都市計画法が適用された 中小都市 43 市を対象として,日本建築学会計画系論文集, Vol.70, No.595, pp.125-132, 2005.9.

7) Asano, J.: A Study On The First Plan Of Streets Network And Its Characteristics By The City Planning Act Of 1919 - In the cases of 43 small and middle scale cities where the city planning act was enforced by the Taisyo era $^{\rm -}$, Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ), Vol.71, No.603, pp.121-129, 2006.5 (in Japanese).

浅野純一郎:旧都市計画法による初期街路計画の立案とその特色に関する 研究:大正期迄に旧都市計画法が適用された中小都市 43 市を対象として, 日本建築学会計画系論文集, Vol.71, No.603, pp.121-129, 2006.5.

8) Asano, J.: A Study On Method Of The First Zoning Designation By The City Planning Law And The Building Regulation Law Of 1919 - In the cases of 43 small and middle scale cities where the city planning law was enforced by the Taisyo era -, Journal of Architecture and Planning (Transactions of AIJ), Vol.77, No.680, pp.2389-2398, 2012.10 (in Japanese).

浅野純一郎:旧都市計画法及び市街地建築物法による初期地域指定の方法に関する研究:大正期までに旧都市計画法が適用された中小都市 43 市を対象として,日本建築学会計画系論文集,Vol.77, No.680, pp.2389-2398, 2012.10.

9)Japan Society of Civil Engineers: Kindai Nihon Doboku-shi, Kajima-Shuppankai, p.80, 2018 (in Japanese).

土木学会土木史研究会: 図説 近代日本土木史, 鹿島出版会, p.80, 2018.

- 10)The Ministry of Transportation, The Port Bureau: Nihon Kowan Shuchiku-shi, The Ministry of Transportation, The Port Bureau, p.25-33, 1951 (in Japanese).
- 運輸省港湾局編:日本港湾修築史,運輸省港湾局, pp.25-33, 1951. 11)PHAJ: Kowan Kyokai 10 Nen-shi, PHAJ, p.143, 1934 (in Japanese).
- 港湾協会編: 港湾協会十年史, 港湾協会, p.143, 1934 (in Japanese). 12)Makihata, S. and PHAJ: Kowan Vol.27, No.7, pp.40-43, 1950 (in Japanese).
- 卷, 第幡静彦, 港湾協会編: 港湾, 第 27 卷, 第 7 号, 港湾協会, pp.40-43, 1950.

13)PHAJ: Kowan Vol.4, No.1, pp.67-68, 1926 (in Japanese). 港湾協会編: 港湾, 第 4 巻, 第 1 号, 港湾協会, pp.67-68, 1926.

- 14) PHAJ: Kowan Vol.4, No.7, pp.99-102, 1926 (in Japanese).
 港湾協会編: 港湾, 第4巻, 第7号, 港湾協会, pp.99-102, 1926.
- 15) PHAJ: Kowan Vol.4, No.10, pp.70-74, 1926 (in Japanese).
 港湾協会編:港湾,第4巻,第10号,港湾協会, pp.70-74, 1926.
- PHAJ: Kowan Vol.4, No.11, pp.71-72, 1926 (in Japanese).
 港湾協会編: 港湾, 第4巻, 第11号, 港湾協会, pp.71-72, 1926.
- 17) PHAJ: Kowan Vol.5, No.2, pp.69-70, 1927 (in Japanese).
 港湾協会編:港湾,第5巻,第2号,港湾協会, pp.69-70, 1927.
- 18) PHAJ: Kowan Vol.5, No.3, pp.70-74, 1927 (in Japanese).
- 港湾協会編: 港湾, 第 5 巻, 第 3 号, 港湾協会, pp.70-74, 1927. 19) PHAJ: Kowan Vol.5, No.5, p.72, 1927 (in Japanese).
- 港湾協会編: 港湾, 第5巻, 第5号, 港湾協会, p.72, 1927. 20) PHAJ: Kowan Vol.6, No.9, pp.1-5, 1928 (in Japanese).
- 港湾協会編: 港湾, 第6巻, 第9号, 港湾協会, pp.1-5, 1928. 21) PHAJ: Kowan Vol.21, No12, p.50, 1943 (in Japanese).
- 港湾協会編: 港湾, 第 21 巻, 第 12 号, 港湾協会, p.50, 1943. 22) PHAJ: Kowan Vol.9, No10, p.1, 1931 (in Japanese).
- 港湾協会編:港湾,第9巻,第10号,港湾協会,p.1,1931.
- Japan Cabinet: Toshikeikaku Ho Shigaichi Kenchikubutsu Ho Wo Sadamu,1919 (in Japanese).
 内閣: 都市計画法・市街地建築物法ヲ定ム, 内閣(公文類聚・第四十三編・大

7)福・都市市画広・市街地建築物広ノビム, 7)福(ムノ類米・第四十二編・八 正八年・第二巻・政綱二・地方自治・市町村制), 1919.

- 24) Civil Eng. Bureau of Osaka Pref.: Civil Eng. Laws, Teikoku Chihou Gyosei Gakkai, 1937 (in Japanese).
 - 大阪府土木部編:土木例規,帝国地方行政学会,1937.
- 25)Ikeda, H.: Toshikeikaku Hosei Yoron, pp.16-21,66-68, 1921 (in Japanese).

池田宏: 都市計画法制要論, 都市研究会, pp.16-21,66-68, 1921.

26)Vice Minister of Inner Affairs: Toshikeikaku Chosa Shiryo Oyobi Kettei Hyojun, The Ministry of Inner Affairs, 1927 (in Japanese). 内務次官:都市計画調查資料及決定標準,内務省, 1927.

27) PHAJ: Kowan Vol.13, No.1, pp.2-5, 1935 (in Japanese).
港湾協会編:港湾,第13卷,第1号,港湾協会, pp.2-5, 1935.

- 28) PHAJ: Kowan Vol.16, No.12, pp.5-6, 1938 (in Japanese).
 港湾協会編:港湾,第16巻,第12号,港湾協会, pp.5-6, 1938.
- 29) Japan Cabinet: Kowan Ho Seitei Ni Kansuru Kengi No Ken, 1939 (in

Japanese).

内閣:港湾法制定ニ関スル建議ノ件,公文維纂・昭和十四年・第五十一巻・ 帝国議会一・帝国議会一(決議・建議一), 1939.

30) The Bureau of Civil Eng., the Ministry of Inner Affairs: Kogyoko No Sokushin, The Bureau of Civil Engineers of the Ministry of Inner Affairs, 1935 (in Japanese).

内務省土木局編:工業港の促進,内務省土木局,1935.

31) The ministry of Inner Affairs: Naimusyo-Sanjikan Maeda Tamon Hoka Ichimei Kowanchosakai Rinjiiin Dourokaigi Rinjigiin Meimen No Ken, 1920 (in Japanese).

内務省: 内務省参事官前田多門外一名港湾調査会臨時委員,道路会議臨時 議員命免ノ件,内閣,1920.

32)Morigaki, K.: Toshikeikaku To Kowan, Toshikenkyu Vol.23/24, Hyogoken Toshikenkyukai, 1930.

森垣亀一郎:都市計画と港湾,都市研究 23 号/24 号,兵庫県都市研究会, 1930.

33)Naoki, R.: Nihon Toshi Taikan, Osaka Mainichi Shinbun-sha, pp.48-51, 1933.

直木倫太郎: 日本都市大観,大阪毎日新聞社, pp.48-51, 1933.

34) Vice Minister of Inner Affairs: Toshikeikaku Chosa Shiryo Oyobi Keikaku Hyojun, Planning Bureau of the Ministry of Inner Affairs, 1933 (in Japanese).

内務次官:都市計画調査資料及計画標準に関する件,内務省,1933.

35) Japan Cabinet: Nagoya Toshikeikaku Jigyo Unga Shinsetsu Oyobi Kenchiku Shikichi Zosei Narabini Nendowari, 1924 (in Japanese). 内閣: 名古屋都市計画事業運河新設及建築敷地造成並年度割ノ件, 公文雑 纂・大正十三年・第十八巻・都市計画, 1924.

36) Japan Cabinet: Toyama Toshikeikaku Jigyo Gairo Shinsetsu Kakuchiku Oyobi Unga Shinsetsu, 1928 (in Japanese). 内閣: 富山都市計画事業街路新設拡築及運河新設並年度割決定ノ件, 公文 雑纂・昭和三年・第三十九巻・都市計画一, 1928.

- 37) Japan Cabinet: Amagasaki Toshikeikaku Unga, 1934 (in Japanese). 内閣: 尼崎都市計画運河決定ノ件, 公文雑纂・昭和九年・第四十二巻・都市 計画五, 1934.
- 38) Japan Cabinet: Kawasaki Toshikeikaku Unga Haishi, 1943 (in Japanese).

内閣: 川崎都市計画運河廃止ノ件, 公文雑纂・昭和十八年・第百四十五巻・ 都市計画九, 1943.

- 39) Japan Cabinet: Niigata Toshikeikaku Unga, 1941 (in Japanese). 内閣: 新潟都市計画運河決定,公文雑纂・昭和十六年・第八十九巻・都市計 画十二, 1941.
- 40) Planning Bureau: Chiku Chosa Shiryo Oyobi Kettei Hyojun, The Ministry of Inner Affairs, 1939 (in Japanese).

内務省計画局:地区調査資料及び決定標準,内務省計画局,1939

41) Japan Cabinet: Nagoya Toshikeikaku Kogyo Senyo Chiku Shitei, 1940 (in Japanese).

内閣:名古屋都市計画工業専用地区指定ノ件,公文雑纂・昭和十五年・第七 十八巻・都市計画三,1940.

42) Japan Cabinet: Nishinomiya Toshikeikaku Kogyo Senyo Chiku Shitei, 1942 (in Japanese).

内閣: 西宮都市計画工業専用地区指定ノ件, 公文雑纂・昭和十七年・第百十 一巻・都市計画二, 1942.

43) Japan Cabinet: Amagasaki Toshikeikaku Kogyo Senyo Chiku Shitei, 1942 (in Japanese).

内閣: 尼崎都市計画工業専用地区指定ノ件, 公文雑纂・昭和十七年・第百十 二巻・都市計画三, 1942.

44) Japan Cabinet: Hirohata Toshikeikaku Kogyo Senyo Chiku Shitei, 1942 (in Japanese).

内閣: 広畑都市計画工業専用地区指定ノ件, 公文維纂・昭和十七年・第百三 十一巻・都市計画二十二, 1942.

45) Japan Cabinet: Hachinohe Toshikeikaku Kogyo Senyo Chiku Shitei, 1943 (in Japanese).

内閣: 八戸都市計画工業専用地区指定決定ノ件, 公文雑纂・昭和十八年・第 百五十二巻・都市計画十六, 1943.

46) Japan Cabinet: Sakai Toshikeikaku Kogyo Senyo Chiku Shitei, 1943 (in Japanese). 内閣: 堺都市計画工業専用地区指定決定ノ件,公文雑纂・昭和十八年・第百 五十二巻・都市計画十六, 1943.

47) The Ministry of Inner Affairs: Official Gazette 1944.12.05, The Ministry of Finance, 1944 (in Japanese).

内務省: 官報. 1944 年 12 月 05 日, 大蔵省印刷局, 1944.

- 48) Japan Cabinet: Kowan Ho Seitei Ni Kansuru Ken, 1943 (in Japanese). 内閣: 港湾法制定ニ関スル建議ノ件, 公文雑纂・昭和十八年・第九十七巻・ 帝国議会三・帝国議会三(決議・建議), 1943.
- 49) Japan Cabinet: Unyu-Tsushin Sho Secchi Ni Kansuru Ken Wo Sadamu, 1943 (in Japanese).

内閣: 運輸通信省設置ニ関スル件ヲ定ム,公文類聚・第六十七編・昭和十八 年・第三十一巻・官職二十五・官制二十五(運輸通信省),1943.

50) PHAJ: Kowan Vol.21, No12, p.1/p.27,1943 (in Japanese).

港湾協会編: 港湾, 第 21 巻, 第 12 号, 港湾協会, p.1/p.27, 1943. 51) PHAJ: Kowan Vol.22, No4·6, 1944 (in Japanese).

港湾協会編:港湾,第22巻,第4-6号,港湾協会,1944.

52)The Port Bureau, The Ministry of Transportation: Nihon Kowan Shuchiku-shi, The Ministry of Transportation, The Port Bureau, p.35-36, 1951 (in Japanese).

運輸省港湾局編:日本港湾修築史,運輸省港湾局,pp.35-36,1951.

53) Doboku Gakkai: Doboku Kogaku No Gaikan:1940-1945, Nihon Gakujutsu Shinko-kai, p.291, 1950.

土木学会編: 土木工学の概観:1940-1945,日本学術振興会, p.291, 1950.

54) Japan Cabinet: Yokkaichi Toshikeikaku Rinkai Tochi Kukaku Seiri, 1939 (in Japanese).

内閣:四日市都市計画臨海土地区劃整理ノ件,公文雑纂・昭和十四年・第七 十五巻・都市計画八,1939.

55) Japan Cabinet: Toyama Toshikeikaku Higashi Iwase Kogyo Tochi Kukaku Seiri, 1940 (in Japanese).

内閣: 富山都市計画東岩瀬工業土地区劃整理決定ノ件, 公文雑纂・昭和十五 年・第七十七巻・都市計画二, 1940.

56) Japan Cabinet: Kanda Toshikeikaku Tochi Kukaku Seiri, 1941 (in Japanese).

内閣: 福岡県苅田都市計画土地区劃整理決定ノ件, 公文雑纂・昭和十六年・ 第七十八巻・都市計画一, 1941.

57) Japan Cabinet: Hiro Toshikeikaku Tochi Kukaku Seiri, 1937 (in Japanese).

内閣: 広都市計画土地区劃整理決定ノ件, 公文雑纂・昭和十二年・第六十六 巻・都市計画二十一, 1937.

注

- 注1) 1926年時点で用途地域が適用されていた都市は東京・横浜・名古屋・ 京都・大阪・神戸に限られる.
- 注 2) 例えば、大規模なものでは鶴見工業港と京浜運河・洞海湾工業地帯(北 九州)・尼崎工業港・新居浜港・玉の港・水俣港などが挙げられる.また宇 品港(広島港)では一括して未指定地域としている.

注3)その他の回答の要旨は下記となる.

「一、港湾法を適用すべき港」については、おおよそ当時の第一種・第二種 重要港湾に準じて、重要度に応じて港格をつけ、港湾を国家的に重要な営 造物として位置付けようとする意見が多いが、少数ながら港湾は所在する 県・市で管理すべきという意見も見られる.

「二、港湾法施行区域」については、当時の大東亜共栄圏建設という国策 を受けて、理想としては外地を含めた港湾法適用を前提としているものの、 現実的にはまず内地からの適用を志向している.

「三、港湾の定義」については、回答者間で大きな相違なく、船舶が出入・ 停泊する水域とそれに接続して物流機能を果たす陸域を一体的に捉えて港 湾と定義している.

「四、港湾附属物の種類」も、統一した見解に近いと言え、港湾物流業務に 何かしらの関連性・必要性が求められる施設・設備・工作物等を附属物と している.

「七、港湾管理者の権限に関する事項」については、運輸通信省の設立で 一定の港湾行政統一が進んでいる一方で、それがまだ不十分であるという 見地から、港湾管理者に港湾建設・運営の権限集中を求める意見が多い. また、実際の港湾荷役業務については公社的な組織に統合・効率化してい くことを求める意見が見られる.これは戦時下、徴兵によってすでに生産 年齢人口が荷役業務で不足していたことも背景として考えられる.

RELATION BETWEEN PORT ENACTMENT MOVEMENT AND URBAN PLANNING BEFORE WWII

Focusing on the waterfront zone designated in port enactment movement

Fumihiko OMORI^{*1} and Naoto NAKAJIMA^{*2}

*1 Senior Staff, Urban Management Strategy Headquarters, Tokyu Corporation, M.Eng.
 *2 Assoc. Prof., Dept. of Urban Engineering, Faculty of Engineering, The Univ. of Tokyo, Dr.Eng.

Before WWII, port and harbor act (herein after "port act"), which regulates the use and administration of ports as a whole, had not been enacted despite of several enactment movements occurred in Japan. These movements claimed that Waterfront Zone which enables port administrations to control its usage, should be designated. On the other hand, city planning act and city building act (former building standard law) were enforced in 1920. Urban zonings of port land areas were unclear at that time.

The first movement rose in the 1920's which was led by The Ports & Harbors Association of Japan (PHAJ). This association was established in order to establish the port act. They sent out a survey to question the necessity of Waterfront Zone to its members. Although some of the members who thought current zoning; commerce zone, which was already designated in the city building act, was enough to control the usage of port area, had negative opinions, most agreed to the establishment of the new zoning. The new draft of the port act was written based on these opinions and proposed to the Japanese cabinet in 1928. However, the legislation failed again, because most of several ministries (finance, railway, communication, agriculture, commerce) were not supportive although cooperation of these ministries was necessary.

The second occurred among the 1930's. Under the condition of Japan gradually becoming isolated internationally, the purpose of establishing the port act had changed from organizing the use of waterfront area to creating the East-Asia economic sphere ruled by the empire of Japan. However, the enactment was stopped in 1939, because the Japanese cabinet resigned. At that time, most port areas were either replaced from aforesaid commerce zone or newly designated to industrial zone based on the standards of the city planning act.

The third was triggered by the absorption of the port bureau (of the ministry of inner affairs) in to the newly established General Maritime Bureau (of the ministry of communications) in 1943 which led to rise in momentum to establish the port act. Japan was defeated in several naval battles and needed to restructure its shipping system. In 1944, PHAJ took second survey about the demand of the port act from its members. Some members answered that the governmental authority should strictly control the waterfront areas and regulate shipping for efficient maritime freight. However, as the situation of the war was extremely worsening, it became difficult to continue this movement.

At last, none of the movements were able to reach their goals while Japanese Empire's era. The major reasons were, firstly, port administration was divided to many bureaus and ministries and it was difficult to adjust the gap between them. Secondly, industrial zone designated in the city building act was effective to control the usage of port land area to some extent. Thirdly, the general maritime bureau realized in organizing port administration which partly replaced the purpose of the movements.

On the other hand, City planning act defined port as one of the city planning facilities and port land area was designated as industrial zone in many port towns. It was ambiguity to control the land usage on waterfront area under this act, but the zoning specific to port land area hadn't been designated until 1950 when port act was enacted. $(546 \neq)$

(2019年12月21日原稿受理, 2020年11月6日採用決定)